

船舶事故調査報告書

令和6年1月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年7月14日 10時00分ごろ～11時40分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：14日 11時00分ごろ）
発生場所	不明（福井県高浜町 <small>おぐるい</small> 漁港南東方沖）
事故の概要	漁船久富丸は、たこかご漁の操業を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 久富丸、1.1トン FK3-9738（漁船登録番号）、個人所有 7.34m(Lr)×2.01m×0.76m、FRP ディーゼル機関、54.4kW、昭和59年12月1日 第251-11281号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月2日 免許証交付日 令和元年5月29日 （令和7年3月26日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約24℃
事故の経過	本船は、令和5年7月14日10時00分ごろ自宅を出発した船長が1人で乗り組み、たこかご漁の目的で小黑飯漁港南南東方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて同漁港を出航した。 船長の家族は、11時30分ごろ自宅の前から本船の様子を見ていたところ、本船が本件漁場から北方に漂流しているように見えたので、小黑飯漁港で作業をしていた僚船船長（以下「僚船船長A」という。）に本船の様子を見てきてほしいと依頼した。 僚船船長Aは、11時40分ごろ小黑飯漁港南東方沖1,000m

	<p>付近を漂流していた本船に到着したが、船長が見当たらなかったので落水したのではないかと思い、11時56分ごろ118番通報して本件漁場付近へ船長の捜索に向かった。</p> <p>本船の近くを通りかかった別の僚船船長（以下「僚船船長B」という。）は、本船に近づき、船長が見当たらず、本船の機関が中立運転となっており、前部甲板にえさを仕掛けたままのたこかごが3個置いてある状況を見て、捜索中に近づいてきた僚船船長Aと相談し、本船に自船を接舷して待機した。</p> <p>船長の所属する漁業協同組合の担当者は、12時20分ごろ海上保安庁から連絡を受け、所属の僚船に船長の捜索を依頼した。</p> <p>船長は、13時11分ごろ、小黒飯漁港東南東方沖830m付近において、うつ伏せの状態を漂流しているところを捜索していた漁船の船長により発見され、発見した同船長は、近くで捜索していた巡視艇に大声で呼び掛けて知らせた。</p> <p>船長は、巡視艇に引き上げられ、小黒飯漁港から救急車で高浜町の病院に搬送された後、医師により死因がごく短時間の溺水、死亡推定時刻が11時00分ごろと検案された。</p> <p>本船は、僚船船長Bの漁船により小黒飯漁港へえい航された。 （付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、発見時、半袖のポロシャツ、短パンを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の家族は、船長がふだん作業中に救命胴衣を着用しているのを見たことがなかった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、泳ぐことができ、健康状態は良好で、本事故当日、自宅を出発する際にふだんと変わった様子はなかったが、携帯電話を持って行かなかった。</p> <p>船長は、たこかご漁の経験が約30年あり、いつも本件漁場でたこかご漁を行っていた。</p> <p>本船のたこかご漁は、幅約50cm、高さ約35cm、奥行き約68cmのたこかごに浮子に繫いだロープを取り付けて1個ずつ前部甲板から海中に投入し、海底に仕掛けておくものであった。</p> <p>本船は、甲板上から船縁頂部までの高さが前部甲板で約43cmであり、本事故後、船体に衝突痕などの損傷は認められなかった。</p> <p>本船には、縄ばしご等は設置されていなかった。</p> <p>僚船船長B及び船長の家族は、本事故後、本船に損傷は認められず、また、5個積んで出航したたこかごが、前部甲板にえさを仕掛けたままの状態を3個残されていたので、船長が2個目のたこかごを投入する際に体勢を崩して落水したのではないかと思った。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明</p> <p>船長の死因は、ごく短時間の溺水であった。</p> <p>船長は、7月14日10時00分ごろ自宅を出発した後、11時40分ごろ本船が小黒飯漁港南東方沖で無人の状態に漂流しているところを僚船船長Aに発見され、医師により死亡推定時刻が11時00分ごろと検案されたことから、11時00分ごろ落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態に発見された際、船体に損傷等が認められず、また、前部甲板にたこかごが3個残っていたことから、船長が2個目のたこかごを投入中に体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件漁場で操業中、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、操業中、救命胴衣を着用し、落水に十分注意すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイト地図を加工して制作

写真1 本船

